

仕 様 書

京都市南部クリーンセンター
(担当 施設係 高田、松川 電話 075-611-5363)

件 名	令和7年度 京都市南部クリーンセンター消防設備保守管理委託
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
契約条件	<p>1 委託業務概要</p> <p>南部クリーンセンターに設置されている消防設備の機能を完全に維持し、正常に稼働させるために必要な全ての保守管理業務。以下に詳細を記す。</p> <p>(1) 本委託は、本仕様書に従い点検及び整備を行い、本委託対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な保守管理業務を委託する。</p> <p>(2) 本委託期間は、常時連絡が取れる体制を確立し、対応すること。</p> <p>(3) 受注者は、必要に応じて過去に実施した当保守管理委託業務報告書等を精査し、保守管理対象の現状、情報を把握すること。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 監督員とは、発注者が本委託業務について選定した総括監督員、主任監督員、及び担当監督員を称している。特に発注者より提示しない場合は次の通りとする。</p> <p>ア 総括監督員 南部クリーンセンター次長 イ 主任監督員 南部クリーンセンター係長 ウ 担当監督員 南部クリーンセンター担当係員</p> <p>(2) 承諾とは、受注者からの提示・提案に対し、監督員が了解することをいう。</p> <p>(3) 指示とは、監督員が受注者に対し、その委託業務に関する方針、基準、計画等を示すことをいう。</p> <p>(4) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</p> <p>(5) 当クリーンセンターとは、京都市南部クリーンセンターをいう。</p> <p>(6) 定期交換部品等とは、本委託業務対象機器において一定の周期で交換又は補充等を行う必要がある部品、又は消耗品等をいう。</p> <p>(7) 点検とは、本委託対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な項目及び法令で定められた項目について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査し、その調査結果のまとめ、今後の予測と対応策の検討を含めた報告書を提出することをいう。</p> <p>(8) 整備とは、本委託対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要となる定期交換部品の交換、補充及び機器の清掃、調整を行い機器の不具合の発生を未然に防ぐ作業を行うことをいう。</p> <p>3 委託対象設備</p> <p>点検整備の対象となる機器は、当クリーンセンター内消防設備の一部として設置されている次の各号に掲げる機器であり、火災時の早期発見、消火活動等に使用されるものであり、消防法によって設置及び点検が義務づけられているものである。</p> <p>(1) 自動火災報知設備 (2) ガス漏れ火災警報設備 (3) 防火・排煙設備 (4) 誘導灯及び誘導標識 (5) 非常用放送設備 (6) 非常コンセント設備 (7) 屋内・屋外消火栓設備</p>

- (8) スプリンクラー設備
- (9) 連結送水管
- (10) 消火水槽
- (11) 消火器具
- (12) 不活性ガス（窒素）消火設備（非常電源である蓄電池設備を含む）
- (13) 不活性ガス（二酸化炭素）消火設備（非常電源である蓄電池設備を含む）

以上、別紙（１）参照

4 委託対象設備設置場所

京都市伏見区横大路八反田 2 9 番地 京都市南部クリーンセンター

5 委託業務内容

消防法第 17 条 3 の 3 に基づく機器点検、総合点検及び緊急時の対応を含む保守管理業務。

(1) 定期点検

ア 点検整備は、当該設備について機器点検 1 回、機器・総合点検 1 回を契約期間内に実施すること。（土日を除く）

イ 受注者は、上記点検実施日の 1 か月前までに監督員と日程調整を行い、承諾を得ること。

※ ただし、詳細工程については、監督員並びに他委託業者等と協議し、決定するものとする。

ウ 感知器等の軽微な作業で交換可能な機器において不良が発見された場合は、受注者により市側支給品と交換し、その後に再度当該機器の点検を実施すること。ただし脚立作業で取り替えられない高所を除く。また、市側支給品がない場合を除く。

エ 錆びが生じる等、機能不全の消火器は、市側支給品と交換すること。ただし、市側支給品がない場合を除く。

オ 消火器には、点検を終了した旨のシールを貼り付けること。

カ 連結送水管（4 系統）の耐圧試験を総合点検にあわせて実施し、その結果を総合点検結果報告書に記載すること。

キ 機器等の不良が発見された場合には、警戒区域や場所の番号だけでなく、各機器（火災報知器や防火ダンパー、防火シャッター、排煙口、感知機器、噴霧ヘッド）の位置、不良箇所が特定されるよう、図面などを用いて報告すること。

ク 機器等の新たな不良が発見された場合には、対応策を合わせて発注者に提案すること。

ケ 高所で足場等が必要なものは自動試験機能・遠隔試験機能を有する自動火災報知設備で点検を行うものとする。

(2) 臨時点検

ア 当クリーンセンターから不具合が報告された場合は速やかに正常な状態に復旧するための点検整備、応急処置及び操作指示等の対応を行うこと。

イ 上記作業には原則として監督員が立会うものとする。

(3) 点検結果報告書の提出

総合点検においては、提出した点検結果報告書を当クリーンセンター防火管理者による内容確認後に所轄消防署への点検報告を行うこと。

6 点検等に必要な資格

受注者は、当該消防設備等の点検に必要な消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を有する自社社員に、業務を行わせること。

「消防法施行規則第 31 条の 6、第 33 条の 3」および「平成 16 年消防庁告示第 10 号」に基づく、各消防設備の点検等に必要な資格は次のとおりであるが、これ以外にも必要な資格の有無は受注者の責任において把握を行うこと。

(1) 自動火災報知設備

消防設備士 甲種第 4 類

- (2) ガス漏れ火災警報設備
 消防設備士 甲種第4類 又は
 消防設備士 乙種第4類 又は
 消防設備点検資格者 第2種
- (3) 防火・排煙設備
 消防設備士 甲種第4類 又は
 消防設備士 乙種第4類 又は
 消防設備士 乙種第7類 又は
 消防設備点検資格者 第2種
- (4) 誘導灯及び誘導標識
 消防設備士 甲種第4類 又は
 消防設備士 乙種第4類 又は
 消防設備士 乙種第7類
 上記のうち電気工事士免状 又は
 電気主任技術者免状（第1種～第3種）の交付を受けている者 又は
 消防設備点検資格者 第2種
- (5) 非常用放送設備
 消防設備士 甲種第4類 又は
 消防設備士 乙種第4類 又は
 消防設備士 乙種第7類 又は
 消防設備点検資格者 第2種
- (6) 非常コンセント設備
 消防設備士 甲種第4類 又は
 消防設備士 乙種第4類 又は
 消防設備士 乙種第7類 又は
 消防設備点検資格者 第2種
- (7) 屋内・屋外消火栓設備
 消防設備士 甲種第1類 又は
 消防設備士 乙種第1類 又は
 消防設備点検資格者 第1種
- (8) スプリンクラー設備
 消防設備士 甲種第1類 又は
 消防設備士 乙種第1類 又は
 消防設備点検資格者 第1種
- (9) 連結送水管
 消防設備士 甲種第1類 又は
 消防設備士 甲種第2類 又は
 消防設備士 乙種第1類 又は
 消防設備士 乙種第2類 又は
 消防設備点検資格者 第1種
- (10) 消火充水槽
 消防設備士 甲種第1類 又は
 消防設備士 甲種第2類 又は
 消防設備士 乙種第1類 又は
 消防設備士 乙種第2類 又は
 消防設備点検資格者 第1種
- (11) 消火器具
 消防設備士 乙種第6類 又は
 消防設備点検資格者 第1種
- (12) 不活性ガス（窒素、二酸化炭素）消火設備
 消防設備士 甲種第3類 又は
 消防設備士 乙種第3類 又は
 消防設備点検資格者 第1種

- 7 保守用部品
保守用部品は原則として受注者が所持し、必要に応じて無償で納入すること。
ただし、誘導灯の蛍光管（冷陰極管・LED式含む）、感知器、非常灯の蓄電池、消防設備に供する電池・蓄電池等については、発注者が支給し、受注者が修理交換すること。
- 8 提出書類
受注者は、次に掲げる書類を提出すること。また着手時には、委託業務名を明記した提出書類を全て格納できるA4版ファイルを提出すること。ただし、業務完了時の業務報告書の厚さが大きくなることが予想されるか不明な場合は、業務報告書については別ファイルとすることができる。
- (1) 業務着手前
表紙に業務着手時関係書類として、委託業者名、委託業務件名、及び提出書類リスト等を明記すること。表紙には監督員の押印欄を設けること。
- ア 業務主任届（様式1）
イ 業務主任経歴書（様式2）
ウ 予定工程表（様式3）
エ 体制表（緊急連絡先及び再委託先がある場合はそれを含む）（様式4）
オ 再委託承諾申請書（該当がある場合）（様式5）
- (2) 業務履行中
毎作業終了後にその日実施した作業内容を作業日報として提出すること。なお、特記すべき内容がある場合は明記し報告し担当職員の確認を受けること。
定期点検終了後、直ちに点検結果報告書（3部）、定期点検時の作業記録写真、項目5-(1)-キに記載された図面（A3）および電子化文書（PDF）、項目5-(1)-クに該当する機器が記載された報告書、機器点検後に防災に関する定期交換部品等（消火機器・充填物・電池・蓄電池を含む）の5ヵ年計画（部品価格記載）を作成・提出すること。なお、報告書書式は原則として『消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）』で定める別記様式第1～3及び『消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）』で定める別記様式第1～36に準ずるA4版とすること。
- (3) 業務完了時
業務完了時に次の書類を提出すること。
- ア 業務完了届（様式6）
イ 請求書（様式7）
- (4) 業務報告書について
業務報告書は「5 委託業務内容」の内容を踏まえた上で、受注者の様式を使用することを認める。
- 9 官公署への手続きの代行
受注者は、作業の実施に当たり、関係官公署及び地区電気事業者等への届け出が必要なものについて、代行の手続きを行うこと。
また、それにかかる費用は受注者の負担とする。
- 10 支払い条件
- (1) 本委託業務契約における前払い金の支払いは行わないものとする。
(2) 委託料については、委託業務を機器点検と機器・総合点検に分け、既済部分の代価に相当する額を支払うものとする。
(3) 受注者は、委託料の請求を行う場合には、前項で示す期間ごとに、実施した業務及びその経費を示した内訳書を提出するものとする。

- 11 注意事項
- (1) 受注者は業務履行に当たり、発注者の運転、保守管理業務に支障を与えないこと。
 - (2) 発注者は、受注者に対し、工具類等は原則として貸与しない。
 - (3) 受注者は、クリーンセンター内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止・保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。
- 12 施設停止期間の短縮及び他の委託業務との調整
- 業務履行にあたって、当クリーンセンターの施設の一部を停止する必要性が生じた場合は、受注者は最短の停止期間で業務を履行できるよう計画し、監督員の承諾を得ること。また、他の委託業務等と競合する場合は作業範囲や工程等について十分に調整を行うこと。
- 13 業務管理
- (1) 業務主任は、当日の作業開始前に監督員に連絡を行い、作業終了後に監督員に作業報告を行うこと。
 - (2) 資格、免許を必要とする作業については、当該作業期間中有資格者を現場に配置すること。
 - (3) 業務履行にあたっては、安全管理、災害予防に万全を期すよう留意すること。
 - (4) 入場する車両については、当クリーンセンターの操業に支障のないよう留意すること。また、業務履行のために駐車場以外に駐車する必要がある場合は、本市監督員の承諾を得ること。
 - (5) 駐車車両には、本委託業務名及び受注業者名を記入した札等を車内に置き、車外から確認が行えるようにすること。
- 14 試運転等確認
- 保守管理完了時に監督員が求める場合について、業務主任立会いのもと、試運転等を実施するものとする。
- 15 秘密の保持
- (1) 発注者及び受注者は、本委託業務を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。
本委託業務の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責め免れない。
 - (2) 前項の規定は、契約が終了、または解除された後においても同様とする。
- 16 清掃等
- (1) 作業終了に際して受注者は、委託対象の盤内、フィルター等の清掃及び委託された設備と周辺の後片付け清掃を実施し、原状に復旧して安全を確認した後、監督員の確認を受けること。
 - (2) 業務の履行に伴い発生する廃材の処分については、関係法令に従い適切に処理すること。ただし、部品交換等の作業による発生材で監督員の指示するものについては、指定の場所に保管すること。
- 17 支給品等
- (1) 業務に必要な電力、用水については、着手前に使用計画を監督員と調整し承諾を得ること。可能なものについては無償で支給する。ただし、支給に当たっては、監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給をとりやめる場合がある。
 - (2) 交換部品等の支給品がある場合は、「委託業務内容」に記す。
 - (3) 交換部品等の支給品は、受注者の責任において管理し、整備に使用すること。管理不良や整備不良のために使用不能となった場合は、受注者の負担にて再調達を行うものとする。
 - (4) 本業務において予定交換部品等以外で不良が確認された部品や不良が予測さ

れる部品が発生した場合は、発注者が在庫部品を支給する。

18 材料の規格

使用材料は、すべて日本産業規格（J I S）等に適合しなければならない。
ただし、規格にないものは、監督員の承諾を得ること。

19 作業時間及び服装等

- (1) 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、作業内容、作業工程の都合等により、この時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- (2) 受注者名が判断出来る服装にて作業を行うこと。
- (3) 保護具着用が義務づけられている区画に入る場合は、適正な保護具の着用を行う。

20 法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法、及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

21 疑義等

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき業務を履行し、業務上発生した疑義については、監督員と協議の上、対処するものとする。
- (2) 本委託契約期間終了までに新たな法令通達等が出され、業務内容を変更する必要が生じた場合は別途協議するものとする。

22 費用の負担

- (1) 本委託対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な点検及び整備費用並びに本委託業務に係る各種試験、検査及び写真撮影等に必要な費用は受注者の負担とする。
- (2) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続きに必要な費用は受注者の負担とする。
- (3) 特許技術等の特殊技術の使用に係る費用は受注者の負担とする。
- (4) 本委託業務完了後1年間は、交換部品や整備内容について保証するものとし、本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合の修復費用については、受注者の負担とする。

23 代替品の納品

契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、発注者の同意を得て、発注者が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。

24 その他

本仕様書以外の業務が発生した場合は、監督員と協議の上、解決すること。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

委託対象設備

1 自動火災報知設備

設 備	摘 要	数 量
GR 型受信機（火災受信盤）	ニッタン RXN-621B-J8	1 式
副受信機	ニッタン NRPS-01D	3 台
R/P 変換盤	—	1 台
防災表示盤（総合操作盤）	ニッタン CCS-GCS1000 型	1 式
差動式分布型感知器	ニッタン 2TB-L	5 2 個
差動式スポット型感知器	ニッタン 2SC1-L	1 4 9 個
定温式スポット型感知器	ニッタン TCC-60-L、TCC2-60-LW	3 5 7 個
光電式スポット型感知器	ニッタン 2KH3	6 8 8 個
光電アナログ式スポット型感知器	ニッタン AKF2-P	1 2 4 個
発信機	ニッタン 1MH2A-U	9 6 個
表示灯	ニッタン PL-R4-LED、PLR4-W-LED	1 0 9 個
その他付属設備		1 式

2 ガス漏れ火災警報設備

設 備	摘 要	数 量
ガス漏れ検知器	富士電機 KN-35D	1 4 台
その他付属設備		1 式

3 防火・排煙設備

設 備	摘 要	数 量
防火戸		2 0 5 台
防火シャッター		2 7 台
排煙口（給気口含む）		2 9 台
排煙窓		2 1 台
排煙機		3 台
その他付属設備		1 式

4 誘導灯及び誘導標識

設 備	摘 要	数 量
誘導灯信号装置	パナソニック、FF90028K	1 式
避難口誘導灯		1 2 4 個
通路誘導灯		9 1 個
階段通路誘導灯		8 4 個
非常照明		3 6 3 個
その他付属設備		1 式

5 非常用放送設備

設 備	摘 要	数 量
ラック型非常放送設備 (ロング)	TOA (株) FS-971、FA-971	1 式
天井埋込型スピーカー	TOA (株) CM-2330A	7 2 台
天井埋込型スピーカー (ATT 付き)	TOA (株) CM-2330AT	1 0 4 台
防滴スピーカー (天井埋込型)	TOA (株) PC-3WR	2 台
壁掛型スピーカー	TOA (株) BS-32Z	5 台
壁掛型スピーカー (ATT 付き)	TOA (株) BS-32ZT	1 4 3 台
ホーンスピーカートランス付	TOA (株) SC-710AM	2 5 6 台
ワイドホーンスピーカー	TOA (株) CS-153	1 6 台
露出型スピーカー	TOA (株) PC-2238T	1 台
音量調整器	TOA (株) AT-063A	5 3 台
90局非常業務リモコン	TOA (株) RM-971	3 台
20局リモートマイク	TOA (株) RM-1200	5 台
電源カッター	TOA (株) E-98P	3 台
その他付属設備		1 式

6 非常コンセント設備

設 備	摘 要	数 量
非常コンセント盤		7 個
その他付属設備		1 式

7 屋内・屋外消火栓設備

設 備	摘 要	数 量
加圧送水装置 (ユニット型)	KTY1256B3M37F 屋内・屋外消火栓兼用	1 台
ポンプ表示盤		1 式
ポンプ操作盤		1 面
消火栓	屋内型	6 8 台
消火栓	屋外型	6 台
パッケージ型消火設備	Y-PAC-80 I 型	2 台
消火栓表示灯		7 4 個
放水口	併設型	9 式
常用電源		1 式
配線点検		1 式
放水テスト		1 式
その他付属設備		1 式

8 スプリンクラー設備

設 備	摘 要	数 量
加圧送水装置 (ユニット型)	KTY1256B3M37FP	1 台
ポンプ表示盤		1 式
ポンプ操作盤		1 面

放水制御盤		1式
スプリンクラーヘッド		352個
アラーム弁	湿式	2個
アラーム弁	乾式	5個
配線点検		1式
放水テスト		1式
その他付属設備		1式

9 連結送水管

設 備	摘 要	数 量
連結送水口		4個
放水口	単体	6個
その他付属設備		1式

10 消火充水槽

設 備	摘 要	数 量
消火充水槽	呼称容量 200L 寸法：1.0×1.0×1.5mH	1個
その他付属設備		1式

11 消火器具

設 備	摘 要	数 量
粉末消火器	蓄圧式（工場棟、管理棟、入口計量棟、出口計量棟、煙突棟、高架下倉庫棟、警備員詰所、市民記入所・特高電気室）	小型 308本 中型 20本 小型CO2 4本
その他付属設備		1式

12 不活性ガス（窒素）消火設備

(1) 灯油ポンプ室、非常用発電機室、受変電室

設 備	摘 要	数 量
(消火システム)	NN100	
窒素ガス貯蔵容器	20.3m ³ ／内容積 83L PR30A 容器弁	49本
窒素ガス加圧容器	5m ³ ／内容積 82.5L	1本
選択弁ユニット	SV-001 ガス圧開放式	1式
噴射ヘッド	20ZMT、25ZMT、32ZMT、40ZMT	12個
制御盤（蓄電池設備内蔵）	TC111S-N(3回線) 電源装置 4Ah	1台
操作箱（手動起動装置）	CB40C	3個
復旧弁箱（自動閉鎖装置）	STBS4B	3個
スピーカー	NK-305T	5個
充滿表示灯	DMS01-3NB	9個
回転灯	RHE-24-R	9個
感知器	FDLJ106-D-75(定温式スポット型)	43個
感知器	FDK246(光電式スポット型)	14個
蓄電池設備（電源装置）	BU404-SB（制御盤内蔵）	1台

その他付属設備		1 式
---------	--	-----

(2) 排水処理設備制御室

設 備	摘 要	数 量
(消火システム)	NN100	
窒素ガス貯蔵容器	20.3m ³ /内容積 83L PR30A 容器弁 (パッケージタイプ NPA1124KB・NBP1123KB)	7 本
窒素ガス加圧容器	0.3m ³ /内容積 5L	1 本
噴射ヘッド	20ZMT、32ZMT	2 個
制御盤 (蓄電池設備内蔵)	NPA1124KB 付属 電源装置 4Ah (自動手動切替スイッチ付き)	1 台
操作箱 (手動起動装置)	CB40C	1 個
復旧弁箱 (自動閉鎖装置)	STBS4B	1 個
スピーカー	NK-305T	1 個
充満表示灯	DMS01-3NB	1 個
感知器	FDLJ106-D-75(定温式スポット型)	4 個
感知器	FDK246(光電式スポット型)	4 個
蓄電池設備 (電源装置)	BU404-PB (制御盤内蔵)	1 台
その他付属設備		1 式

1.3 不活性ガス (二酸化炭素) 消火設備

炉室 1・2号ボイラー (バーナー)

設 備	摘 要	数 量
二酸化炭素貯蔵容器	45kg/内容積 68L PH14B 容器弁 (容器弁ソレノイド: 圧力スイッチ付き)	9 本
噴射ヘッド	20SU4	2 4 個
制御盤 (蓄電池設備内蔵)	TC210V-G(3 回線) 電源装置 6Ah	1 台
操作箱 (手動起動装置)	CB20C	2 個
点検用閉止弁 (常時開)	YFL-65C-A	1 個
スピーカー	NK-305T	8 個
回転灯	RHE-24-R	8 個
その他付属設備		1 式

(様式1)

業務主任 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

下記のとおり業務主任を定めたので、経歴書を添えて届けます。

記

委託業務等名

履 行 場 所

業 務 主 任

(様式2)

業務主任 経歴書

氏 名

住 所

生 年 月 日

年 月 日

学 歴

年 月

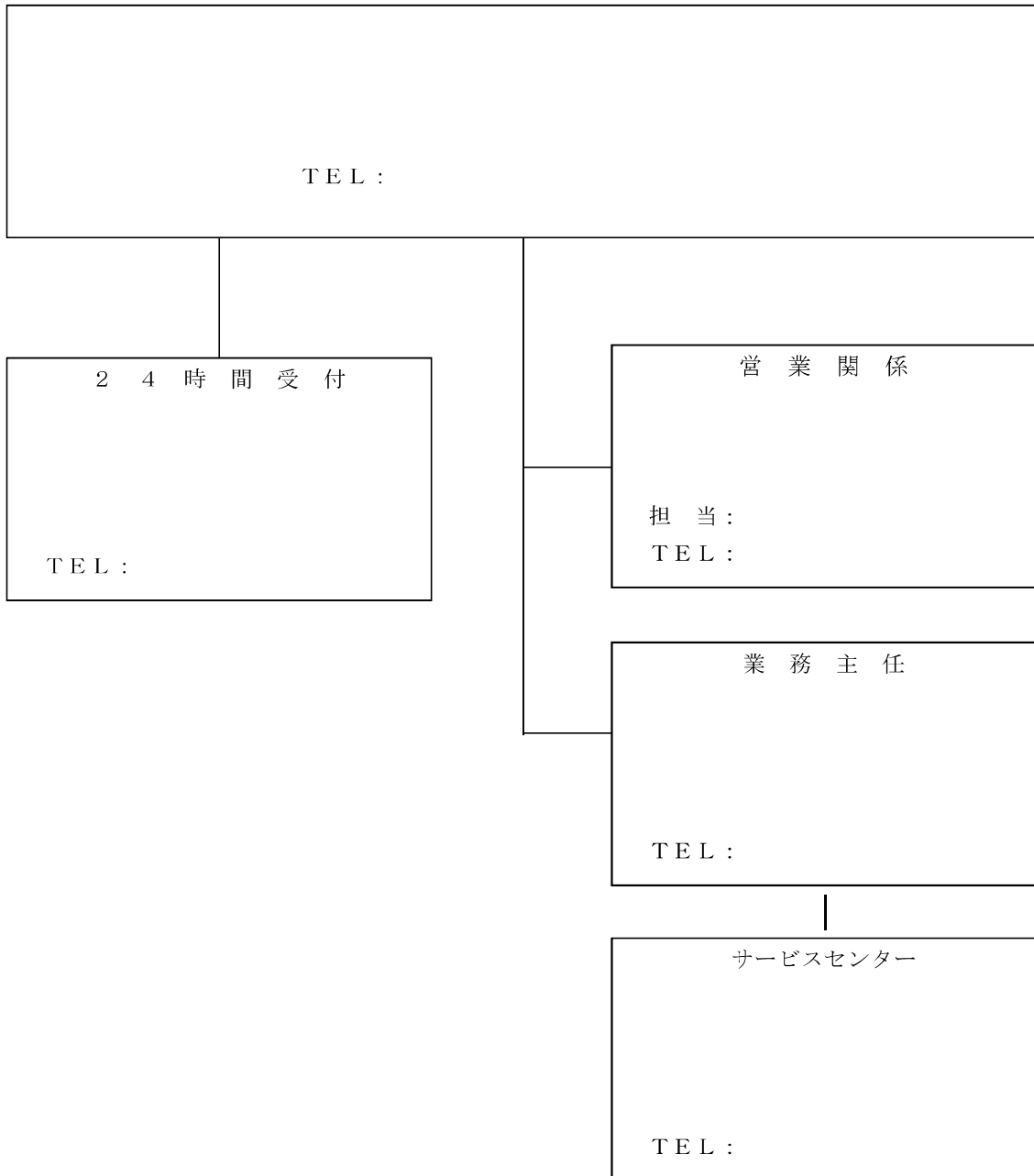
卒業

資 格

職歴・業務履歴

(様式4)

体制表



(様式5)

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(あて先 京都市長)

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (代表者の職・氏名) 印

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

- 1 委託業務等名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方

- (1) 商号又は名称
- (2) 氏名又は代表者の職・氏名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) 再委託予定金額

(様式6)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委 託 業 務 等 名

履 行 場 所

履 行 期 間

委 託 料

完 了 年 月 日

